

平成29年6月29日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス
ディスクロージャー相談部

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等
に対する意見

平成29年5月10日に公表されました実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本実務対応報告公開草案」）及び企業会計基準適用指針公開草案第57号（企業会計基準適用指針第17号の改正案）「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」に関するコメントについて、当社ディスクロージャー相談部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問4

【コメント】

同意する。

【理由】

<適用時期について>

企業が従業員等に対して「権利確定条件付き有償新株予約権」を付与する取引が既に開始されており、当該取引に関する会計処理の取扱いが必ずしも明確ではないため、「権利確定条件付き有償新株予約権」の会計処理については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を利用して会計処理を行っているケースと、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」を利用して会計処理を行っているケースがあり、会計上の取扱いにばらつきが見られる。

この状況を鑑みると、「権利確定条件付き有償新株予約権」の会計処理の取扱いを可能な限り早い時期に明確にすることが望ましいと考えられるため、公表日以後適用するとの提案に同意する。

<経過措置について>

公表日より前に従業員等に対して「権利確定条件付き有償新株予約権」を付与した取引について、一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるという経過措置を設けていることについては、当該取引の開始から数年経過している企業が少なくないことを考慮すると、一律、遡及処理を強制することにより、実務上の困難を伴う可能性が高いことが予想できること、加えて、平成25年12月25日に公表された実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第30号」）においても同様の経過措置が設けられており、現実的な取扱いであると考えられることから同意する。

質問5

【コメント】

本実務対応報告公開草案の「適用時期等 第10項」について、「第10項(1)」を選択した場合も、「第10項(2)」を選択した場合のいずれも、「会計方針の変更」に該当することを確認させていただきたい。

第10項は、当該実務対応報告を適用するという原則的な遡及適用する取扱い（(1)本実務対応報告は、公表日以後適用する。）と、経過取扱い（(2)本項(1)の定めにかかわらず、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができる。この場合、当該取引について次の事項を注記する。…）の2つが定められており、選択適用となっている。

原則的な取扱いの他、経過的な取扱いを認めるという点で、実務対応報告第30号と同様である。

実務対応報告第30号の適用は、実務上、以下の様に整理されていた。

- ・適用初年度の期首（四半期連結会計期間の期首から適用した場合は当該四半期連結会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理について、従来採用していた方法を継続する場合についても、会計方針の変更に該当するものと考えられる。
- ・これは、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を（早期）適用したこと自体が「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に該当し、適用した上で、実務対応報告に従った方法によるか、従来採用していた方法を継続するか、の選択になるためである。

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用においても、実務対応報告第30号の場合と同様に、原則適用した場合だけでなく、経過的な取扱いをした場合も「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」として取り扱うということで宜しいか確認させていただきたい。

また、「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」としての取扱いを本実務対応報告に明記していただきたい。

【理由】

本実務対応報告公開草案の経過措置は、実務対応報告第30号の経過措置と性格が同じであると考えられる。

実務対応報告第30号と同様に、本実務対応報告公開草案においては、「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」についての記載がないが、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の経過措置を適用した場合も、実務対応報告第30号の実務上の取扱いと同様に「会計方針の変更」に該当することを確認させていただきたい。

また、「会計方針の変更」としての取扱いについて、本実務対応報告に明記していただきたい。

以上